

東海市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金 実績報告書 添付書類チェックシート
 (「実績報告書」に添付する書類の内訳です。このチェックシートは実績報告書に添付してご提出ください)

令和6年度一体的導入補助用 (定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車充電設備)	
①	<input type="checkbox"/> 令和6年度東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書(市指定様式) ⇒ 申請者に関する項目は申請者が自筆で記入してください。(訂正はできません) ⇒ 完了年月日が提出期限内であることを確認してください
②	<input type="checkbox"/> 対象設備の設置費に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明するに足る書類の写し ⇒ 原則として契約金額と一致する領収書の写しを提出してください。 ⇒ 領収書の金額は「③対象設備の設置に係る領収金額内訳書」の合計金額と一致することを確認してください。
③	<input type="checkbox"/> 対象設備の設置に係る領収金額内訳書(市指定様式) ⇒ 追加で発生する保証費用等は含みません。 ⇒ 交付申請時の工事費内訳書の金額から変更がある場合は、その変更内容が分かる資料を提出してください。
④	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の設置後の現況を示すカラー写真 (設置状況、設備本体、及び設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの。) (モニターが起動している状態が確認できるもの。) ⇒ モニターがない設備の場合は、申請者の氏名が確認できる「登録情報」等及び、「電気の流れ」の分かる画面を写したカラー写真を提出してください。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設・定置用リチウムイオン蓄電システム・電気自動車充電設備の設置後の現況を示すカラー写真 (設置状況、設備本体、及び設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの。) ⇒ 住宅の全景及び太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等付帯設備の取付状況が確認できるカラー写真を添付してください。 ⇒ 対象設備設置済み住宅の場合で申請時に提出している対象設備の写真は不要です。
⑤	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの型式番号及び公称最大出力合計値が記載された製造事業者発行の出力対比表の写し ⇒ 製造事業者発行の出力対比表が提出できない場合は、市指定の様式による「出力対比表」を作成し、モジュールに同梱されている製造番号票の写しを添付して提出してください。
⑥	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の製造者、型式及び保証開始日が分かるものの写し ⇒ 販売会社名及び保証の開始日等が記入された有効な保証書に限りです。 <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車充電設備の製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し ⇒ 販売会社名及び保証の開始日等が記入された有効な保証書に限りです。
⑦	<input type="checkbox"/> 住民票の写し ⇒ 申請時の設置予定場所の住所と同一であること、及び住民票の交付日は工事完了日以降であるもの。
⑧	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書のうち建物の全部事項証明書の写し(対象設備設置済み住宅の購入者のみ) ⇒ 住宅の所有権を証明する書類です。
⑨	<input type="checkbox"/> 対象設備の工事請負契約書又は売買契約書の写し(申請時に提出されなかった方のみ) ⇒ 新築住宅・対象設備設置に係る住宅・リフォームの工事請負契約書の場合は、対象設備の設置に要した費用が明記されているもの。
⑩	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ⇒ 区画整理・合筆・分筆などで、申請書の設置予定場所・住民票の住所が全て同一でない場合、同一住所や同一敷地内と判断できる資料
!	添付書類の不足や記載漏れがある場合や、消せるボールペン、修正液(修正テープ)等を使用した場合は申請を受理できません。(郵送やメールによる申請不可) すべての申請書類について、記載内容を訂正する場合は、必ず二重線で見え消しのうえ訂正してください。ただし、住所、氏名、金額は訂正できません。

※実績報告書の提出期限

- ① 対象設備の保証書に記載される保証の開始日のうち最も遅い日
 - ② 当該住宅の所有権保存登記日
 - ③ 当該住宅の所有権移転登記日
- ・既存住宅に設置する場合
上記①の日から起算して90日を経過した日、又は令和7年3月24日のいずれか早い日まで
 - ・新築住宅に設置する場合(交付申請時に工事完了予定日を令和7年3月24日以前とした場合)
上記①の日から起算して90日を経過した日、又は令和7年3月24日のいずれか早い日まで
 - ・新築住宅に設置する場合(交付申請時に工事完了予定日を令和7年4月1日以降とした場合)
上記①の日から起算して90日を経過した日、又は令和7年9月30日のいずれか早い日まで
 - ・対象設備設置済み住宅の場合
上記①～③のうち最も遅い日から起算して90日を経過した日、又は令和7年3月24日のいずれか早い日まで